

令和4年度

壱岐市財政健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

壱岐市監査委員



# 令和4年度壱岐市財政健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の内容

本審査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、健全化判断比率等について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に適合し、適正に作成されているか審査した。

## 第2 審査の種類

健全化判断比率等審査

## 第3 審査の対象

令和4年度壱岐市会計（一般会計、特別会計、水道事業会計）

## 第4 審査の実施内容

- 1 実施日 令和5年7月26日
- 2 場 所 壱岐市役所郷ノ浦庁舎
- 3 従事した監査委員 吉田 泰夫、斉藤 和秀、殿川 穂
- 4 審査の手続 審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる各事項を記載した書類と記載の数値等を証憑書類に基づき、職員の説明又は報告を求め、突合、確認等により審査した。

## 第5 審査の結果

- 1 健全化判断比率 (単位：%)

| 区 分         | 令和4年度 |         | 令和3年度 |         |
|-------------|-------|---------|-------|---------|
|             | 壱岐市   | 早期健全化基準 | 壱岐市   | 早期健全化基準 |
| (1)実質赤字比率   | —     | 12.98   | —     | 12.96   |
| (2)連結実質赤字比率 | —     | 17.98   | —     | 17.96   |
| (3)実質公債費比率  | 6.5   | 25.0    | 6.6   | 25.0    |
| (4)将来負担比率   | 18.6  | 350.0   | 22.8  | 350.0   |

※表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことによるものである。

(1) 実質赤字比率

一般会計及び農業機械銀行特別会計における実質収支はいずれも黒字であり、実質赤字比率は△4.13%となっている。

(2) 連結実質赤字比率

その他の一般会計以外の特別会計（公営企業に係る特別会計を除く。）における実質収支は黒字であり、また公営企業会計における資金不足も生じていない。したがって、連結実質赤字比率は△12.59%となっている。

(3) 実質公債費比率

令和4年度の実質公債費比率を単年度で比較すると、前年度に比べ0.97ポイント増となり悪化している。主な要因は、合併特例事業等の償還開始による元利償還金の増加や普通交付税等の額が減少したことによるものである。

なお、3カ年平均で比較すると、0.1ポイント減の6.5%となり改善している。

※実質公債費比率（単年度）

|       |          |
|-------|----------|
| 令和2年度 | 5.98499% |
| 令和3年度 | 6.35151% |
| 令和4年度 | 7.32494% |

(4) 将来負担比率

令和4年度決算においては、地方債現在高及び公営企業債等繰入見込額等の減少により将来負担額が減少したこと、充当可能基金が増加したことにより、前年度に比べ4.2ポイント減の18.6%となっている。

2 資金不足比率

(単位：%)

| 区 分      | 令和4年度 |         | 令和3年度 |         |
|----------|-------|---------|-------|---------|
|          | 壱岐市   | 経営健全化基準 | 壱岐市   | 経営健全化基準 |
| 下水道事業会計  | —     | 20.0    | —     | 20.0    |
| 三島航路事業会計 | —     |         | —     |         |
| 水道事業会計   | —     |         | —     |         |

※表中の「—」は、資金不足額がないことによるものである。

公営企業ごとの、資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、いずれの会計においても資金不足は生じておらず、資金不足比率はない。

## 第6 審査意見

- 1 審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、法令等に従って正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率いずれも基準以内であり、適正であると認められる。